

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年9月19日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

政策企画部及び農業委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

ふるさと応援寄附金収入状況（政策戦略課）

需用費支出状況（農業委員会事務局）

委託料支出状況（政策戦略課、デジタル政策課）

賃借料支出状況（デジタル政策課）

補助金支出状況（財政課）

備品管理状況（デジタル政策課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、政策企画部政策戦略課、デジタル政策課、財政課、及び農業委員会事務局における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年6月2日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年7月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 政策戦略課

(1) ふるさと応援寄附金収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

2 デジタル政策課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

なお、大半が特命随意契約により契約されていることから、委託契約の締結にあたっては、契約方法、契約内容及び委託料の妥当性について十分に検証されたい。

(2) 賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

3 財政課

(1) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

4 農業委員会事務局

(1) 需用費支出状況について

適正に処理されていた。